

令和 8 年度

第 4 回定例農業委員会会議録

令和 8 年 7 月 21 日 開催

令和 8 年 7 月 21 日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和8年度 第4回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第7号

令和8年度 第4回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和8年7月14日

農業委員会会長 笹川 武義

召 集 令和8年7月14日

場 所 綾川町綾南農村環境改善センター

開 会 令和8年7月21日 午後 1時30分

閉 会 令和8年7月21日 午後 2時10分 (会期1日)

第1日目 (4月20日)

出席委員

17 名

1 番	笹川 武義	8 番	滝川 廣男	15 番	長川 富雄
2 番	國重 義廣	9 番	三好 直樹	16 番	松岡 正広
3 番	末長 憲二	10 番	金滝 耕治	17 番	松内 利和
4 番	長尾 清	11 番	川西 正廣	18 番	藤重 英子
5 番	西川 謙三	12 番	丸尾 説男		
6 番	中島 美紀	13 番	福家 範行		
7 番	佐藤 裕子				

農地利用最適化推進委員

19 名参加

昭和1	高崎 浩之	昭和1	三好 正晃	昭和2	長尾 豊弘	昭和2	片岡 等
陶	香川 秀範	陶	福家 棟貴	陶	原 拓也		
滝宮1	津村 剛志	滝宮2	大野 政則	羽床1	鈴木 博文	羽床2	楠原 徳大
粉所	森本 廣隆	粉所	中内 義男	西分	岡田 行夫	山田1	山口 守
山田2	藤本 浩二	山田3	岡田 峯男	羽床上	泉谷 幸一	羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員

8 番 滝川 廣男 委員、 10 番 金滝 耕治 委員

欠席 14 番 横井 博美 委員、

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 田岡 大史

事務局代理 葛西 謙一 三好勇太 沖 幸征

傍聴人 0 人

議 事 日 程

令和 8 年 7 月 21 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 6 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 8 年 7 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 8 年度第 4 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、14 番 横井 博美 委員 です。

よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、8 番 滝川 廣男 委員
10 番 金滝 耕治 委員 を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は8件です。

議案第1号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 236,850 円
申請地：  田 1,579 m²
譲渡人： 
譲受人： 

申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足のため、規模拡大を計画する隣地の農地所有者である譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 2,455 m²で、水稻、露地野菜の耕作を行っており、経営地については現在全て適切に維持管理を確認しています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦は 10 年、農作業の従事日数は 300 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機が各 1 台あります。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 0.23 km、自動車ですぐであり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 3 万円
申請地：  田 205 m²
譲渡人： 
譲受人： 

申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足のため、規模拡大を計画する隣地の農地所有者である譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 11,827 m²で、水稻、露地野菜の耕作を行っており、経営地については現在全て適切に維持管理を確認しています。

取得後の営農計画としては、野菜の作付けを予定しております。

譲受人の農作業暦は 10 年、農作業の従事日数は 200 日で、機械の所有状況については、

耕運機、草刈機、軽トラックが各 1 台、農舎が 135 m²あります。

野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 0.4 km、徒歩で 5 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 60 万円

申請地：  田 831 m² 他 6 筆

譲渡人： 

譲受人： 

申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足のため、規模拡大を計画する譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 27,257.58 m²、貸付地 100,327.3 m²と合わせて 127,584.88 m²あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻及び小麦を予定しております。

譲受人の農作業暦は 20 年、農作業の従事日数は 300 日で、機械の所有状況については、トラクター 3 台、コンバイン 2 台、耕運機 4 台、田植機 1 台、乾燥機が 2 台、1 t トラックが 1 台、農舎が 150 m²あります。

水稻及び小麦の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、自宅から 300m、徒歩で 5 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 61 万円

申請地：  田 915 m² 他 3 筆

譲渡人： 

譲受人： 

申請に至った理由ですが経営の縮小を検討しており、新たに就農を考えていた譲受人が本農地の情報を聞きつけ、譲受人が取得し、新たに自身の経営を開始することで話が整い、売買の合意が取れたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、親族である父親の経営する事務所近隣の農地であり、

農地の効率利用は満たされているものと考えます。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦はありませんが。農作業の従事日数は 100 日を予定しており、機械の所有状況については、トラクター、管理機、動力噴霧器、軽トラックが各 1 台、草刈り機が 2 台あります。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、事務所から 0.5 km、徒歩で 10 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 100 万円

申請地：  畑 520 m² 他 5 筆

譲渡人： 

譲受人： 

申請地は 6 月の農業委員会にて 5 条申請があった土地の隣接地です。

申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に居住し、労働力不足のため農業の廃止を検討しており、新たに就農を考えていた譲受人が本農地の情報を聞きつけ、譲受人が取得し、新たに自身の経営を開始することで話が整い、売買の合意が取れたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、自身の経営する事務所近隣の農地であり、農地の効率利用は満たされているものと考えます。

取得後の営農計画としては、オリーブの植付け、また既存の柿の栽培を予定しております。

譲受人の農作業暦はありませんが。農作業の従事日数は 190 日を予定しており、機械の所有状況については、動力噴霧器、トラックが各 1 台、農舎が 69.42 m²、レンタルのトラクターが 1 台あります。

主にオリーブの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、事務所から 0.2 km、徒歩で 5 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案 1 号-6 は取り下げのため次案 1 号-7 となります。

議案第 1 号-7

地 図： 
権利等： 所有権移転 無償譲渡
申請地：  畑 384 m² 他 1 筆
譲渡人： 
譲受人： 

申請に至った理由ですが、譲渡人は農業の廃止を検討しており、申請地については新たに就農を考えていた譲受人との合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、取得後の営農計画としては、果樹及び抹茶を予定しております。

譲受人の農作業暦はありませんが、年間をとおした農作業の従事を予定しており、耕運機、電動ソー、軽トラックが各 1 台、あります。

果樹の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地は自宅の隣接地であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-8

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 25 万円
申請地：  田 1,045 m²
譲渡人： 
譲受人： 

申請に至った理由ですが、譲渡人は農業の廃止を検討しており、規模拡大を計画する譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 8,908 m²、借入地 464,361.43 m²と合わせて 473,269.43 m²あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻及び小麦を予定しております。

譲受人の農作業暦は 21 年、農作業の従事日数は 300 日で、機械の所有状況については、トラクター 3 台、コンバイン 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、乾燥機が 3 台、トラックが 9 台、農舎が 300 m²あります。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 0.5 km、自動車です 3 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-9

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 30 万円
申請地：  田 214 m²
譲渡人： 
譲受人： 

申請に至った理由ですが、譲渡人は先ほどの案件と同一人です。農業の廃止を検討しており、規模拡大を計画する譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地 2,229 m²あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦は 18 年、農作業の従事日数は 150 日で、機械の所有状況については、トラクター1 台、軽トラックが 1 台を所有しています。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 0.5 km、徒歩で 10 分以内であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員

議案第 1 号-5 について、水利と話をされていると思うが、この農地の下に香川用水が通っていることは聞いていますか。

事務局

香川用水が通っていることは聞いておりません。排水につきましては隣地の 5 条申請の際、地元の水利組合と協議を行っています。農地の中に水路が通っており、その水路については用途廃止等も含め、町建設課と協議中と聞いております。

議長

他に質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それでは続きまして、議案第 2 号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 2 号ー1

申請地は 6 月の農業委員会にて、水利組合同意の確認が取れなかったため 5 条申請を取り下げたものの再申請となります。

地図・図面： P. 61 かー5 図面番号 5 条ー1（四ツ池の東、道路の南側）
権利設定： 所有権移転
申請地： [REDACTED] 田 244 m² 外 3 筆 合計 427 m²
併用地： 該当なし
農地区分： 2 種農地
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]
転用目的： 非農家の自己住宅
用途： 住宅
施設の概要： 住宅 平屋階建 1 棟 117.20 m²、
利用率： 敷地面積 427.0 m²、建築面積 117.2 m² 27.44%（ ≥ 500 m²以下 22%）
資金内訳： 土地代 1,000 万円、造成費 500 万円、建築費 3,000 万円
合計 4,500 万円
＜内訳＞自己資金 0 万円、借入金 4,500 万円
工事期間： R8. 8. 10～R9. 3. 31
造成： 盛土 0～0.98m
切土： 0.～0.14m
コンクリート擁壁： 最大 1.34m
法面： なし
雨水： 集水枳を設置、地先水路に放流
污水： 合併浄化槽設置
他法令許可： 該当なし
水利： 山下池水利組合
隣接同意： 該当なし
始末書： 該当なし

申請人は、現在借家にて生活していますが、今後家族が増えることを見据え、手狭となったため、将来にわたる安定した生活基盤を築くための住宅敷地を検討していました。申請地は知人も多く日常生活において家族ぐるみで協力しあえる環境が整っているため選定

したものです。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題はないと思われます

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号についてですが、案件第84号から86号に私に関係する案件が含まれますので、退室いたします。なお、その間の議事進行については、職務代理にお願いいたします。

【 退室 】

職務代理

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

それでは議案第3号、農地機構を通じた利用権設定のうち案件第84号から86号について、説明します。

案件第84－86号

所在： 田 1,553 m²外2筆 合計 3,892 m²

利用権： 貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市仏生山町 香川県農地機構

利用目的： 水稻、麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R8.9.1～R14.8.31（6年間）

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理

案件第84号から86号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同
なし

職務代理

それではさきに採決を行います。

議案第 3 号の案件第 84 号から 86 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同
挙手全員

職務代理

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。笹川会長は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

それでは事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数： 91 件 合計 184,614 m²

新規契約： 54、71～76 番、83 番、89～94 番 15 件 14,745 m²

更新： 1～53 番、59～64 番、89～94 番 71 件 160,365 m²

移転・再貸付： 63～66、95 番 5 件 9,504 m²

貸付先は、記載のとおりとなっております。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第 3 号について、ご質問はございませんか。

委員一同
なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案の内、議案第 3 号の案件第 84 号から 86 号、を除く、第 1 号議案か

ら第3号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第4回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時 10分

閉会

